

## 非農地証明について

- ◎ 非農地証明とは  
農地法第2条で定める農地でない証明です。
  
- ◎ 申請書は記載例を参考に2部提出  
願出人は原則として所有者
  
- ◎ 添付書類（原則として3か月以内の原本）
  - 非農地となったことが客観的に証明できる公的証明等  
（家屋登記事項証明書、課税証明等）
  - 現況写真
  - 土地登記事項証明書（全部事項証明書に限る）
  - 公図の写し
  - 代理人が願出書を提出等する場合、委任状
  - 申請人の住所が当市以外の場合、住民票抄本
  - 登記事項証明書と住所が異なる場合、変更したことが分かる  
戸籍の附票等
  - 申請人が法人の場合、法人の登記事項証明書
  - 非農地となって20年以上経っている場合は、20年以上前に  
撮影された航空写真等
  
- ◎ 申請からの期間は  
毎月10日（土日祝祭日の場合は次の平日）までの申請案件は、当該月の定例総会（毎月25日）で決定され、証明書の交付となります。